

屋外広告物を表示・掲出するルールが変わります

4/1 (金)から市独自のルールに

市では、これまで、屋外広告物を表示・掲出する場合は、県屋外広告物条例に基づいて一律に運用してきました。市内の景観を適切に保存・継承していくため、市の特徴を考慮した独自の条例を制定し、4月1日から施行します。

まちづくり課
☎995-1828

背景と目的

屋外広告物は、さまざまな情報が掲載され生活に役立つものですが、設置を無制限に認めると、都市や自然の景観が著しく損なわれるなど、悪影響が懸念されます。

当市には、世界遺産富士山の美しい眺望をはじめ、その構成資産の須山浅間神社や世界かんがい施設遺産の深良用水など世界に誇れる自然的、文化的景観が数多くあります。これらの景観を適切に保存・継承して



いくため、当市の特徴を考慮した独自の条例を制定し、屋外広告物行政に取り組むことにしました。

広告の表示・掲出についての規制の変更点

この条例が施行されると、次の点が変わります。

①規制地域の変更

- 富士山や箱根山の眺望を保全するため、新たに県道仙石原新田線や市道1-4号線を路線指定し、その沿道の一部地域が第2種特別規制地域になります。
- 市文化財保護条例で指定されている建造物などが建っている一定の地域が第1種特別規制地域になります。
- 周辺市町との連続性に配慮し、特別規制地域以外の地域が第1種普通規制地域になります。
- 特に良好な景観を形成し、風致の維持を図る必要がある地域を「景観形成型屋外広告物整備地区」として指定し、その地域の特性に応じた許可基準を設けます。



【パノラマロード沿道】

対象地／市道4008号線、市道4053号線（通称パノラマロード）の路端から50mの等距離の範囲内

規制内容／広告塔▶高さ5m以下、面積10㎡以内（一面）
広告板▶面積10㎡以内（全面）

屋上広告▶設置禁止

※そのほかの基準は第2種特別規制地域と同様です。

【自然公園の区域】

対象地／自然公園法の規定により指定された国立公園（特別地域）の区域

規制内容／自然公園法の規定内容と同じです。

【地区計画の区域】

対象地／裾野駅西地区、南部地区の地区計画の区域

規制内容／看板や広告物は、現行の地区計画の基準と同様で、自己の敷地内で自己の施設のためのものに限り表示・掲出できます。

②誘導基準を設定

許可基準とは別に「誘導基準」を設定します。この基準は、広告物の種類ごとに規模、形態、配置、内容、色彩について掲出主が遵守すべき配慮事項を示すものです。自然景観と調和した屋外広告物の誘導を図ります。

③許可期間の変更

現行の県条例では許可期間は2年以内ですが、掲出主の負担を軽減するため、3年以内になります。また、許可期間の変更に伴い、申請手数料も改正されます。

⚠ ご注意ください

- 屋外広告物を表示・掲出する場合は、許可が必要です。表示・掲出をする前に、まちづくり課に必ずご相談ください。
- 現在、適法に広告物を表示・掲出している方で規制地域が変更となり、広告物の是正が必要な場合は、一定の経過措置期間が適用されます。